

原発事故後、原発事故前に帰還困難区域（双葉町）内の実家から緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の自宅に転居していた旨の住民票上の住所の移転を行ったものの、原発事故当時はまだ実家で生活していたとして、実家住所地を基準とする賠償を求めた申立人について、原発事故前の生活状況や原発事故後に上記手続を行った経緯等に関する申立人の説明内容等を踏まえ、原発事故当時は実家で生活しており、生活の本拠は実家住所地にあったと認め、実家住所地を基準とする過酷避難慰謝料30万円（中間指針第五次追補の定める目安額）及び生活基盤喪失慰謝料700万円（同目安額）の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- ア 生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）
- イ 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）

2 期間

- 上記1のア 対象期間なし
- 上記1のイ 本件事故発生から6か月間

第2 和解金額

被申立人は、第1の1記載の損害項目（第1の2所定の期間に限る。）についての和解金として、申立人に対し、合計金730万円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- ア 生活基盤喪失による精神的損害 700万円
- イ 過酷避難状況による精神的損害 30万円

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人と被申立人は、第1の1記載の損害項目（第1の2記載の期間に限

る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年6月3日

（仲介委員 市川 太）